

韓国：特許出願・特許権の回復に関する韓国特許法・実用新案法の改正

改正韓国特許法・実用新案法が 2026 年 8 月 20 日付で国会を通過いたしました。

特許料の不納により消滅した特許権の回復が容易にできるように特許法・実用新案法が改正されます。

特許出願・特許権の回復に関する韓国特許法・実用新案法の改正のご案内

韓国特許法によると、未納となっている特許料の全額について、追加納付期間(特許料の納付期間経過後 6 か月以内)内に特許料を納付しなかった場合、又は追加納付期間の経過後であっても、一部未納となっている特許料についての補填期間(補填命令後 1 か月以内)内に補填しなかった場合には、当該特許出願は放棄され、又は特許権は消滅したものとみなされる。ただし、現行の韓国特許法第81条の3においては、「正当な事由がある場合」等を含む一定の要件を満たす場合には、所定の金額を納付することにより、特許出願又は特許権を回復することができる旨が規定されている。

特許出願又は特許権の回復要件である「正当な事由」の認定率が約16%にとどまっていること等を踏まえ、特許料の納付時期を逸した場合に対する十分な保護が図られていないとの問題意識の下、2026年 8 月20日、韓国国会は、特許出願・特許権の回復に関する規定を改正する特許法及び実用新案法を可決した。

1. 主な改正内容

改正第81条の3 (特許出願及び特許権の回復申請等)

① 特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が、追加納付期間内に特許料を納付しなかった場合、あるいは補填期間内に補填しなかったことにより、**第81条第3項に基づき特許出願が放棄され、又は特許発明に係る特許権が消滅した場合(故意に特許料を納付しなかった場合又は補填しなかった場合を除く。)**、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち、いずれか遅い日から1年以内に、総理令で定める金額を納付し、**放棄された特許出願又は消滅した特許権の回復を申請することができる。**

改正法によると、

(1) 特許料の追加納付又は補填による**特許出願及び特許権**の回復要件を「正当な事由」から「**故意でない場合**」へと緩和し、

(2) 回復申請期間を「正当な事由が消滅した日から2か月以内」から「**追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち、いずれか遅い日から1年以内**」へと延長し、

(3) 納付すべき金額について、従来の未納額ではなく、**総理令で定める金額**を納付するものとした。

(4) また、特許料の未納により消滅した**特許権(特許出願は適用対象外)**について、期間満了日から3か月以内に2倍の特許料を納付することにより権利回復を申請することができる旨を定めていた改正前の第81条の3第3項は、上記第1項の改正により重複して適用され得ることから、手続の一元化のため削除された。

(5) さらに、特許料の補填期間が経過したことにより特許出願が放棄され、又は特許権が消滅したものとみなさ

れる場合には、これを補填の対象ではなく、特許出願又は特許権の回復の対象として取り扱うこととし、関連規定が整備された(第81条の3、第87条)。

2. 適用時期

改正特許法は、公布後6か月が経過した日から施行され、施行後に追加納付期間又は補填期間が満了する案件から適用される。

3. 実用新案法の改正

実用新案法についても、特許法第81条の3を準用する実用新案法第20条及び改正実用新案法第21条により、上記特許法と同一の内容に改正され、施行される。